

松江市一般廃棄物の処理手数料に係る収入証紙に関する条例施行規則の一部を改正する規則

松江市一般廃棄物の処理手数料に係る収入証紙に関する条例施行規則（平成 17 年松江市規則第 155 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
様式第 7 号(第 9 条関係) 略 松江市一般廃棄物の処理手数料に係る収入証紙に関する条例施行規則 <u>第 9 条第 3 項</u> の規定により下記のとおり廃止しますので届け出ます。 略	様式第 7 号(第 9 条関係) 略 松江市一般廃棄物の処理手数料に係る収入証紙に関する条例施行規則 <u>第 9 条第 2 項</u> の規定により下記のとおり廃止しますので届け出ます。 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。